

《書評》

野村正實著

『ドイツ労資関係史論

——ルール炭鉱業における国家・資本家・労働者——』

お茶の水女子大学助教授

山本秀行

I

ルール炭鉱業は、エネルギーおよび基礎素材産業としてドイツ資本主義の背骨をなすもので、産業的には第一次世界大戦後次第に主導的な地位を失っていったとはいえ、それゆえに一層政治・経済・社会面で強力な権力を保持し、また発揮しようとした。一方そこで働く鉱夫も身分制的な特権時代の伝統と新たな資本主義的状况の間で、独自の運動と多様な組織化の試みを展開し、ドイツ革命期には最もラディカルな労働者運動を展開したことで知られている。

こうしたルール炭鉱業における国家・資本家・労働者の動向と関係は、いわば近代ドイツの階級関係を集約的に表現するもので、これまで少なからぬ研究者の関心を集めてきた。とくに第一次世界大戦前までの時期については、全体的にも個別的にもかなりの研究の蓄積をみている。しかし、国家・資本家・労働者の関係を労資関係論に視点を定めて正面からとりくんだ本格的研究はまだない。第一次世界大戦以降の時期となると個別的な研究すらまだ未開拓といった状況である。

このたび野村正實氏により、はじめてこの問題がとりあげられ、しかも19世紀中葉からヴァイマル共和国の一つの転換点をなす1924年に至るまでの期間について、一貫した研究が公刊されたことは、われわれの喜びとするところであり、その意義は高く評価してもされすぎることはないであろう。

あらかじめおことわりしておくが、筆者はルールの鉱夫運動に関心をもっているが専門は歴史領域にあり、経済学や労資関係論にはいたって不案内である。そのため著者の提起

された問題に十分に答えるものではないかもしれない。ただ歴史学からのアプローチをつきあわせることで、本書の意義を確認できれば書評の責は果せるものと考えている。

はじめに本書の章別構成を示すと、以下のごとくに分けられている。

序章 課題と方法

前篇 ヘル・イム・ハウゼ的労資関係の形成と展開

第1章 ヘル・イム・ハウゼ的労資関係の形成——1850年代の「自由主義的」改革——

第2章 ヘル・イム・ハウゼ的労資関係の端緒的解体——1889年ストライキ——

第3章 ヘル・イム・ハウゼ的労資関係の本格的解体——1905年ストライキ——

補論 第2帝制期におけるルール炭鉱業の労働者状態——大野英二氏の所説の検討——

後篇 資本主義の危機と労資関係

第4章 城内平和体制の成立と展開——第1次大戦——

第5章 社会改良・革命・反革命——1919年ゼネスト——

第6章 労働者武装闘争——1920年3月革命——

第7章 相対的安定期への移行——1924年5月闘争——

終章 綜括と展望

本書の構成が示すように、全体は二つの部分からなり、前篇では労資関係の分析に、後篇では争議そのものに分析に力点がおかれている。とはいえ労資関係を画する大規模な争議をとりあげ、労資関係の枠組の変化を問うという方法では一貫しており、テーマの配列も時系列に従い、全体として首尾一貫した著作とみなすことができる。

このうち第1章は『日本経済と雇用・失業問題』に、第2章から第5章までは『岡山大学経済学会雑誌』に発表された既出論文である。タイトルは今回変更されてはいるが、若干の語句の修正を除いて、論旨にかかわる変更はない。以下にその概要を紹介しよう。

II

著者が労資関係論に視点を定めた理由は何であったのか。それを最初に検討することで、著者の問題関心や方法それに叙述のスタイルをみきわめておきたい。野村氏の場合、三本の柱があるように思われる。

第一に、ドイツ革命への関心である。著者はすでに1975年に「ドイツ革命期における自由労働組合」という論文を発表し、ナショナル・センターを軸に階級闘争を把握しようと試みている。氏によれば、それでは「階級闘争のダイナミズムを十分に捉えられない」（4頁）との反省の上に立って、ルール炭鉱業を対象に選んだとされる。では、なぜルールの炭鉱業なのか。それは革命期最もラディカルな運動の担い手がルールの鉱夫であり、「革命

的労働者運動と労働組合運動との乖離・対抗の過程」(『日本経済と雇用・失業問題』166頁)が集約的に表現されているためである。ちなみに旧稿において「労働組合運動の意義と限界」とされていたものが、本書では「社会改良体制」のそれへと発展させられている。(旧稿166頁、本書3頁)

第二の柱は、海外の古典的研究の受容と批判のありかたから導出されるものである。第一に著者はそれらの古典が「現象をザハリッヒに記述している点ですぐれている」と評価する。(旧稿167頁) この評価の仕方にも本書の特徴である高度の厳密性と実証性をうかがうことができるであろう。

第二に著者は次のような批判を加える。それらの古典はいずれも「問題関心がきわめて稀薄であり、また労働問題を労資間の階級対抗として把える視点が、すなわち労資関係の概念が欠如している」と。(旧稿167頁) 著者が問題とするのはしたがって、労資間の対抗点がどこにあり、それがどのように歴史的に変遷していったかを明らかにすることである。では著者の労資関係の特徴はどこにあるのか。一つは国家の対応や法的規制を重視することである。もう一つは第三の柱と関連する。

第三の柱とは、大野英二氏批判である。それは大きく二点にまとめられる。第一に大野氏の関心は「労働者状態」にむけられ、「労資関係論」が展開されていないこと。第二に「家父長的な旧型の労働関係論」への批判である。このことで著者は資本類型論への根本的な批判を意図する。

こうした問題関心に基づいて著者が設定した中心概念が「ヘル・イム・ハウゼ的労資関係」である。その内容は以下のごとく規定される。(1)まず労資の法的平等を前提とした上で、労働力の売買が労資間の自由な個別的労働契約によっておこなわれる。(2)経営内においては資本の専制的支配が貫徹する、というものである。そしてこの労資関係は前資本主義的なものではなく「まったく近代の=資本主義的」なものであることが強調され、そのため「家父長的」という用語は退けられる。また労資の法的平等が規定されているため「主従的」という言葉も不適切とされる。(36頁) かかる労資関係を最善のものとする考え方や態度を「ヘル・イム・ハウゼ的観点」として区別し、「ヘル・イム・ハウゼ的労資関係」は実態をあらわすものとされている。この点についてはいささか疑問がある。しかし方法それ自体を論じてあまり生産的ではないので、それが具体的にいかなる成果をもたらすかに留意しつつ本書の内容を紹介し、後段で吟味することにしたい。

III

前篇はこの「ヘル・イム・ハウゼ的労資関係」を軸にして19世紀中葉の「自由主義的」

改革から第一次世界大戦にいたるまでのルール炭鉱業における労資関係の展開を扱ったものである。

第1章ではプロイセン絶対王政下の「監督原則」といいあらわされる身分制的労使関係から、産業革命の進展を背景とした資本主義的労資関係への転換が、一連の立法を通じて考察され、同時に中心概念が提示されている。別のところで(144頁)著者はこの移行を「一挙的」と表現している。たしかに労使関係の枠組としてはそういうものの、そのことで当事者の意識や行動様式が「一挙的」に変化したわけではない。また労使関係を規定する労働慣行も全面的に変ったわけでもないであろう。

たとえば「ヘル・イム・ハウゼの観点」も監督原則時代の保護と特権の付与＝規制・干渉という二重性が資本家に受けつがれ、資本主義の下で保護・特権の要である賃銀や労働時間等が事実上解体されていった、と理解される。(Klaus Tenfelde, *Sozialgeschichte der Bergarbeiterschaft an der Ruhr im 19. Jahrhundert*, Bonn-Bad Godesberg 1977, S. 337) この意味でそれは資本主義的關係をあらわすが、歴史的にはより古い時代に根ざすものであったといえよう。

また鉱夫にしても、その利害表明方法においては監督原則時代に形成されたものを革命期にいたるまで保持し継承していったのである。

第2章では1889年のストライキがとりあげられ、その歴史的意義が「ヘル・イム・ハウゼ的労資関係」の端緒的解体に求められている。国家はこれまでの争議は当事者にまかせ調停的介入はしないとの立場をくずし、法的にもプロイセン鉱業法を改正して新たに任意的ではあるが労働者委員会の設置を規定し、争議調停機関としてドルトムント鉱業裁判所を設置した。こうした政策を推進した政府の意図については、「鉄道と艦隊の運行の確保という軍事的要請」(48頁)の前に「労資間の平和の涵養」をはかる必要があったことがあげられている。しかしさらに立ち入って分析されるべき余地はあると思われる。この点も後論で扱うことにする。

一方で労働者は争議後労働組合を結成する。しかし統一は長くは続かず、ルール鉱夫運動の特徴である宗派的、党派的、民族的な分裂を示すことになる。著者のポーランド人鉱夫についての分析は、宗教的にも文化的にも異なるマズール人との差違がおさえられ良く調べられている。これは後での大野英二氏の所説の検討のところで生きてくる。

労働組合の活動に関しては(1)相互保険の方法、(2)団体交渉の方法、(3)法律制定の方法、(4)ストライキの方法の諸点について分析され、いずれにおいても労働条件の集団的規制にほとんど成功しなかったと結論される。興味深いのは炭車検査係制度についてイギリスの場合と比較して、両国の鉱夫組合の組織構造と機能の差違に言及しているところである。(75頁)

ところで資本家の対応は次のようなものであった。他産業よりもいち早く強力な「ストライキ保険連盟」を設立しストライキに備えるとともに、共通就業規則を制定し炭鉱内の労働条件の相違に起因する紛争の火種を除去しようとした。こうして資本の側でも「ヘル・イム・ハウゼの観点」は、微妙に修正されねばならなかった」と指摘される。(64頁)しかし資本家の抵抗の前に労働者委員会は設置されず、鉱業裁判所も争議調停には無力であった。

1889年ストを契機に端緒的に解体しはじめた「ヘル・イム・ハウゼ的労資関係」は、1905年ストにより本格的に解体しはじめる。それを論じたのが次の第3章である。本章は全体を通じてとくに充実したものとなっている。

国家の方からはじめると、政府はストへの対応としてプロイセン鉱業法を改正する用意があることを表明し、それは「1905年改正法」に具体化された。その眼目は労働者委員会の設置を義務づけることにある。しかし著者は第一次史料を用いて労働者委員会の活動の実態を分析し、結局それは資本の側の厚い壁にはばまれて賃銀や労働時間という鉱夫にとって決定的な問題を協議することができなかつたという点を明らかにしている。

一方労働組合はストにより組合員数が増加し組織再編がおこなわれた。しかし労働者委員会との関係でみると組織形態が異なり、「組合支部の活動と労働者委員会とは有機的に結びついていなかった。このことがドイツ革命分析において一つの論点となるであろう」と予示されている。(131頁)ところで著者が重視するのは、末端の労務管理を担う下級職員が1907年に「係員組合」を結成したことである。彼らは一般鉱夫の憎悪の対象であったが、著者はそれが請負賃銀制と職制をして鉱内夫の生産および能率の向上に駆りたてるプレミアム制にあることを指摘する。その点の改善を求めて「係員組合」が組織されたことは、資本による経営の専制的支配を足元から脅すものであった。しかしこれも直ぐに経営者により組織を切り崩される。とはいえ著者は資本の権力が動揺する後篇が対象とする「危機の10年」における下級職員の動向に注目する。(101頁)

危機感をいだいた資本家は「ストライキ保険連盟」の再編強化として新たに「ルール炭鉱連盟」を結成し、ブラック・リストと職業紹介所設立をテコに労働力市場の統制をはかった。本書を通じて景気動向への言及は少ないが、こうした経営側の攻勢が不況期にあわせて出されてきたことに注目してもよいと思われる。

ところが鉱夫のゼネストの構えにより、政府は職業紹介所に枠をはめ、資本はより間接的な方法を追求する。それが「黄色組合」の育成である。著者は1910年以後ルール炭鉱で簇生する「会社組合」をドイツの黄色組合の多様な流れのなかに手ぎわよく整理して位置づけている。以下はささいなことであるが、疑問に思われるので触れておく。

ドイツの会社組合の二潮流を「ベルリン派」とルールの「エッセン派」とに分け特徴づけるにさいして、著者は黄色組合研究者K. マタイアーがあげた相違点のうち第1番目のものをおとし、他の2つのみを採用している。(115頁、註52) 著者が容れなかったのは、ベルリン派が経営者に対してはパートナーの関係つまりある程度の自律性を主張したのに対し、エッセン派はこれに反対し「良き父親が自分の子供に接するような……古き家父長的関係」(著者の引用のまま)を望んだという点である。その理由として著者はマタイアーが別のところでエッセン派は自らを「企業家族の父親」とは見なさず「一家の支配者」とみなしていたと書いていることと矛盾するからであると述べている。まことに著者の鋭敏な厳密性の一端がうかがわれる。

しかし、ここに引用された部分はマタイアーの地の文ではなくジーメンスの職員R. フェリングガーからの引用であり、著者が省略した「……」の部分には「子供にかわって自分が一切をとりしきる」との語句があり、ここに力点がおかれているように前後の脈路からは読めるのだが、いかがであろうか。

さて1912年のストライキは、キリスト教鉱夫組合が参加しなかったために短期間で崩壊した。著者のまとめによれば、今回のストライキでは労働組合は力の限界を示し、鉱夫の間に深い組合不信感をうえつけ、鉱業裁判所や労働者委員会などの交渉原理は破産したことが確認される。あらためて炭鉱資本家の非妥協的態度が貫徹し、司法当局も経営側にはつきりと肩入れしたのである。これが「ヘル・イム・ハウゼの労資関係」の「本格的解体」とよばれるものなのであろうか。

最後に1～3章での展開をふまえて第三の柱つまり大野英二氏の所説を検討したのが補論である。その中心的主張はルール炭鉱業の労資関係は資本主義的なものであって、前期的なものではない。そのため「家父長的な旧型の労働関係」と特徴づけることは正しくないというものである。著者は大野氏の「資本類型論」を支える1つの大きな柱を「ルール炭鉱労働力の存在形態」にもとめる。そしてその論点を(1)中間親方論、(2)低賃金論、(3)家父長的な旧型の労働関係論に要約し、実証的に批判する。この部分は著者の論理性と該博な知識が動員され異彩を放っている。

たしかにルール炭鉱業における労資関係は資本主義的なものであるというテーゼはそのとおりであるし、説得力をもつと思われる。また「新型」・「旧型」という二分法に対する著者の疑問にも聞くべきものがある。ただ筆者の素朴な感想としては、次の二点がある。詳しくは後段で扱うとして要点だけを述べておくと、第一に著者の労資関係論においては、そこにかかわる当事者の心性や行動様式、労働の場における慣行(たとえば婦人の坑内労働をきらうなど)という要素はどのようにあつかわれるのであろうか。第二に「ヘル・イ

ム・ハウゼの労資関係の本格的解体」という時、資本家の抵抗にもかかわらず貫徹する「社会改良体制」の実現に力点がおかれているのかどうか。その場合枠組の変化にもかかわらず戦前において経営側が非和協的戦闘性を実質的に貫徹しえたことをどうみるのか、という2点である。

IV

後篇は第一次世界大戦から1924年の5月闘争までの「戦争と革命とインフレの10年」を対象に争議に力点がおかれて分析されている。研究の蓄積のないこの時期を開拓された著者の努力はそれだけに高く評価され、貴重なものである。そのことは第一次世界大戦を扱った第4章にとくにあてはまるといえる。本章は城内平和体制の成立と展開および敗戦直前の労働共同体への転換を論じた部分と大戦下の労働争議を分析した部分とに内容的には分けることができる。

著者は正当にも城内平和体制が社会民主党や労働組合の一方向的な戦争協力ではなく、他方で国家が労働者組織を戦争遂行のためにとりくむ代償あるいは手段として、労働組合を労働者の代表として承認するという相互関係であったことを指摘する。後者の系列として(1)政策当局と労働組合代表者との頻繁な会談、(2)労働組合の請願に対する政策当局者の好意的対応が具体的に裏づけられる。こうした関係の制度的確立として総力戦へと転換した1916年末の「祖国奉仕労働法」に注目する。同法により労働者委員会の協議事項は拡大し、今や賃銀や労働時間についても協議できるようになり、労資同数からなる仲裁委員会も設置された。このように紹介すると従来明らかにされてきたことと変らなくなるが、本書の価値はなによりも膨大な史料を駆使してそれを裏づけ、実態を明らかにしたことにあり、関係する組織や機構の性格や権限を明瞭に記述したことにある。

たとえば祖国奉仕法の機能の実際について次の点を具体的にとりだしている。「労働者委員会は賃銀、労働時間、ダイリューションについて実質的な発言をなしえなかったが、非貨幣的賃銀ともいうべき生活物質の現物給与・福利施設・具体的な作業条件については経営側の好意を引き出した。また仲裁委員会は、当初は明確な賃銀水準を決定しえたが、1917年以降、はかばかしい活動ができなかった」と。(250頁)著者はまた経営側の労働者委員会に対する柔軟な姿勢は、経営内規律の弛緩へのやむをえざる対応であったこと、仲裁委員会制度は団体交渉への途を拓くものであったと指摘する。

しかし経営側が団体交渉に踏み切るのは敗戦と革命が不可避になったためであり、その延長上にあるわけではない。この労働共同体を著者は団体交渉と労資協議制とからなる社会改良体制の形式的完成とよぶ。

さて大戦下における労働力構成の変化については近年「大衆労働者論」などにより注目されるところであるが、本書では労働力調達の実態が明らかにされ、また労働組合は占領地からの労働力の投入には口をつぐみ、ダイリューションにも反対せず、それを承認した上でその組織化を図ったと指摘される。

戦時下のストライキについては内外とも研究を欠いているだけに、その具体的経過を克明に記述した部分は史料としても使うことができず貴重なものといえるであろう。本書が明らかにした点は、争議原因が専ら食糧・賃銀問題であり、ダイリューションをめぐるものではなかったこと、組合内反対派の自立や全国組合下部組織主導によるストライキがみられなかったこと、職場組織である労働者委員会の急進化もなかったことなどである。最後の点の理由としてイギリスのショップ・スチュワードと比較して、労働者委員会がフォーマルな組織であり、保安委員制度のため一般鉱夫の信頼を得ていなかったことがあげられている。したがってストライキがインフォーマルな部分と密接に関連していたという指摘は示唆に富む。問題はこのインフォーマルな部分の構造の解明であると思われる。

第5章では1919年の2つのゼネストが扱われる。この部分は最初にあげた第一の柱とも関係し、これまでの叙述がどのように生かされるか期待されるところである。まずくりかえすことになるが、それをひろいだしてみると、次のようなものであった。

- (a) 101頁 下級職員の動向
- (b) 131頁 組合支部と労働者委員会の関係
- (c) 142～3頁 戦前において大ストライキがおきた根拠としてあげる以下の諸点、(1)監督原則時代の遺産として資本家との協調感情をもっていなかったこと、および児童・婦人労働者が雇傭されていなかったことが鉱夫の連帯に有利に作用したこと。(2)労働市場の特質、資本家は労働力の企業別封鎖と労働移動の制限に失敗、(3)労務管理のあり方として係員に対するプレミアム制度。(4)最も重要な理由として法的枠組が予定していた交渉機構の非有効性、などである。
- (d) 239頁 大戦中のストがインフォーマルな部分と密接に関連し、労働者委員会と組合支部の急進化はみられなかったこと、以上である。

これらのアスペクトは、それ自体として革命期の運動を素材にして論じられているわけではないが、いくつかは叙述のなかで生かされている。著者は運動の質を二つの炭鉱の事例の検討により導き出している。まずヴィクトリア炭鉱の例から職制追放＝労働者自主管理というモメントをとりだす。同時に下級職員が鉱業所長解任のイニシアティブをとったことにも言及している。こうした下級職員の動向がルール全体ではどのようなものであったのか、社会化運動とのかかわりは如何とさらに掘げられると一層有益であると思われる。

る。

もう一つのドイチャー・カイザー炭鉱の場合からは、運動が労働者委員会・保安委員制度の解体と一体になってすすめられ、それが既成の組合組織への不信の表明であったことが指摘される。またこうした点を抜きにして社会化運動は語れないという主張は正当なものである。ただ運動の掘り方にみられる鉱夫運動の構造的特徴や地域的差違などには注意がはらわれてもよいだろう。またE. ルーカスがとりあげた社会化運動と政治党派とのかわり方も問題となるであろう。

ところで本書では革命・反革命—社会改良（社会改良体制）と非社会改良という図式がもちいられている。だがそれぞれについての明確な定義はみられない。この図式を有効なものにするならば、たとえば社会改良体制とよばれるものがいかなる構造をもち、各グループはどのような思惑・利害・構想をもっていたのか、政府と資本家との関係はどうか、1920年残業方協定にみられる労組出身の閣僚と労組リーダーの対立など、より立ち入って展開されるべきであろう。

もっとも本書の場合、非改良とされる軍部の独自の動向に注目しており、それはルールの武装蜂起を分析した第6章においても同様である。1920年3月のルール労働者武装闘争は経営内秩序の変革を伴わず、「社会改良制度」は形式的に完成していたこともあって、労資関係機構には変化をもたらさなかった、と結論される。

第7章はヴァイマル共和国期における労資関係をみる上で重要なものである。1920—1924年の時期はインフレとその収束を通じて経営側が革命期に譲歩したものを取り戻そうと試み、その突破口に労働時間延長をすえた時期である。著者は1924年5月闘争を軸にそれ以前の労資関係機構を明確に整理し争点を明らかにするとともに、1923年の「仲裁令」が協約自治原則の破綻の上に成立したものであることを指摘している。資本家の即時解雇戦術によって始まった5月闘争は国家の調停によって終熄したが、あらためて労働者組織の困難な状況と弱体化を示すものであった。著者はとくに革命期に成立した左翼的「筋肉・精神労働者連合」についてそれを論じている。終章においてはこうした「ヴァイマル社会改良体制」の行きつく先を展望している。

以上が本書の内容の紹介と個人的な感想であるが、次に本書全体が提起している方法や問題についていくつか気のついたことをまとめて述べてみたい。

V

(1) スタイルについて。

まず本書の特記されるべきメリットは豊かな実証と明確かつ厳密な記述にあることは、

誰しも一致して認めるところであろう。その理由として考えられる第一点は、方法の一貫性にある。「既存の労資関係の相対的安定性が脅かされる危機の時期に焦点をあわせ、そこでの危機克服をめぐる労資の対抗を媒介として、いかにして新たな労資関係の枠組が形成されるか」(8頁)という方法により、本書の論点は常に明瞭な輪郭を保ち続けている。

第二点として、著者の厳しい論理性と実証志向もみのがすことはできない。使用された史料・文献をみてもわかるように、各組合機関紙、年次報告、大会議事録、上級鉱山監督局の未公刊文書をはじめ広汎な文献が渉猟され、たんねんに消化利用されている。その成果は本書の随所にあらわれているが、特殊な用語に適切な日本語訳を与え、また組織・機構関係を図解した点も忘れてはならない。たとえば19世紀前半におけるルール炭鉱業のヒエラルヒー構成図(21頁)、大炭鉱の労務管理機構図(93頁)、「旧組合」の組織構造図(224頁)などにも著者の誠実さがあらわれていてたいへん有益である。

こうしたスタイルの特徴は、第二の柱であげた「ザハリッヒ」な記述への評価と労資間の対抗点の抽出という意図にみあうもので、見事に実現されているといえよう。ところで、かかるスタイルにより裨益する点は大なのであるが、反面論理によって割り切りすぎているとの印象をうける点もあった。そのようなものとして次に「ヘル・イム・ハウゼ的労資関係」という概念をとりあげてみよう。

(2) 「ヘル・イム・ハウゼ的労資関係」について。

これは第三の柱と関連する。この概念を立てることによって意図したことは、前資本主義的関係の残存という主張に対して、第一に対象とする時期の労資関係が「まったく資本主義的なものである」ということ。第二に、資本家の強い抵抗にもかかわらず「ブルジョワ的進化」、著者の言葉によれば「社会改良体制」が着実に実現されていったことにあると思われる。マクロに枠組としてみるならば、この点に異論はない。しかし「ヘル・イム・ハウゼ的労資関係」が実態と等置される(36頁)ことには疑問が残る。

著者によれば、1889年の大争議を契機に「ヘル・イム・ハウゼ的労資関係」は解体していったとされる。しかしそれは枠組の上でのことで、「ヘル・イム・ハウゼ的観点」に基づく資本の側の対応は、かえってこの時期から本格的に強化され貫徹されていった、といえないであろうか。経営側は直接的な方法や間接的な操作を通じて法的規制をたなあげし、回避し骨抜きをはかり、1912年ストにみられるごとくそれは一応成功をおさめていたのではないか。それが労資関係の実態だったのではなかろうか。もちろん次のような単純化や二者択一は許されないとしても、労資関係の「実態」にとっては、「ヘル・イム・ハウゼ的労資関係」が本格的に解体したことに意味があるのか、それともそれにもかかわらず、あるいはそれゆえに資本家があらゆる方法でその観点を貫き通そうとしたことに意味がある

のか、という質問も予想されよう。

著者の方法を二つの側面から考えてみよう。まず「実態」という言葉をたぐっていくと、序章での戸塚秀夫・徳永重良氏からの引用とそれに対する著者の批判にいきあたる。その内容はこうである。著者は両氏の「労使関係の法的枠組」と「労資関係の実態的枠組」という考え方は、国家の位置を軽視していると批判する。後者が法の規制を前提としている以上前者と無関係に存在するわけではない。そのため後者は国家の政策の「機能分析」によってとらえられるべきだと主張する。そこから「法的枠組」と「実態的枠組」が区別されず、強く結びつけられて「ヘル・イム・ハウゼの労資関係」は実態であるとの規定が登場するように筆者には推測される。

別の面からみると、この問題は労資関係を画する大規模な争議に焦点をあてて分析するという方法にかかわるように思われる。こうした頂点や結節点に注目する方法は、たしかに枠組の変化や、国家による介入や法的規制をとり出す場合有効なものであることは了解される。しかし、そこからのみ国家や資本家の対応を論ずることは一面化の危険をはらみ、必ずしも実態をとらえることにはならないのではないかと。

国家の紛争への調停的介入は例外的な大規模なストライキに関してのみ言及できぬにすぎない。小規模な局地的なストライキをとってみれば、国家の機能は党派的であり、労働者に対しては抑圧的であった。1912年の争議にしても、著者自身司法の階級性を指摘している。本書では、国家の政策は「社会改良体制」の実現という点で一貫しているかのような印象をうけるが、もっと日常性に注目してみるのも良いかと思われる。このことは鉱夫運動についてもあてはまる。本書の要である国家の役割については、さらに立ち入って考察される必要がある。著者は国家の「社会改良的」介入の根拠として、軍事的重要性と、法律上プロイセン炭鉱業が「帝国営業法」ではなく鉱業のみを対象とする「プロイセン鉱業法」によって規定されていたという2点をあげるが、その他に内政や政治状況、立法過程にも踏みこんだ分析が望まれるのではないだろうか。(たとえば、Klaus Saul, *Staatsintervention und Arbeitskampf im Wilhelminischen Reich, 1904—1914*, in: *Sozialgeschichte Heute, Festschrift für Hans Rosenberg zum 70. Geburtstag*, hrsg. v. H. -U. Wehler, Göttingen 1974, S. 479—494) いずれにしても大規模なストに注目する方法は、反面で一定の限界があるように思われる。

「ヘル・イム・ハウゼの労資関係」にもどると、本書のタイトルが『ドイツ労資関係論』である以上、どこかで他の産業部門における労資関係との比較検討による、著者の概念の位置づけがなされていてもよかったと思われる。

(3) 労資関係論と社会史

ここでは第一の柱にあげた著者のドイツ革命への関心、とりわけルール鉦夫運動の急進性がどのように解明されているか検討してみたい。個別的にはすでに紹介の部分で触れておいたのでより方法的なレベルに注目することにする。

まず革命期の運動が政治党派との関係でとくに論じられていないことは、第5章の「主体の編成」表に政党が登場しないことからみとれる。このことは著者が鉦夫運動をより長期的な歴史的に形成された独自の構造をもつ運動と考えている、と筆者は受けとめた。とするならば、その構造とはどのようなものか、労働組合運動と同一視されるものか、違うとすればなぜ、またどのようにか。独自の構造をもつ運動と考えるならば革命期における政治運動との関係はどこでいかなる接点をもちどう展開したのか、などの問題が次に導かれる。「鉦夫運動の質」もこうした諸点と関連させて問われてもよいと思われる。

こうしたことは著者の労資関係論が「労働者状態論」への批判の上に成り立っていることを考える場合、どう扱われているか興味のあるところである。本書の場合鉦夫がストライキに入った時点から話が始まり、ストの前史や鉦夫の運動の構造その自体は論じられていない。とはいえその解明の手掛りとなるものは与えてくれている。本論のIVでひろいあげておいた(a)~(b)の書点がそれである。試みにそれらを読みかえると次のようになる。

(c)―(1) 監督原則以来の遺産とされるもの。「資本家との協調感情を有していなかった」ことは、逆に国王への忠誠心や国家への幻想が生きていたことであり、それは「請願」という利害表明方式がたとえば第一次世界大戦期までとられていたことと関連しよう。また身分制時代の特権意識は、逆に喪われたステータスの回復や本来の「鉦夫らしさ」の回復として争議のあり方や要求項目に反映されていたとみることもできる。

次に児童・婦人労働者が雇傭されていなかったことが鉦夫の連帯にとってきわめて有利であったとの指摘・これは労働の場における連帯の構造へと発展させられるものである。たとえば鉦夫のヒエラルヒーが製鉄労働者の場合とくらべると、それほど細分化されておらずまた固定的なものではなく、一定の年令に従い移行するものであったこと。また鉦夫組の機能やさらには採掘方法との関係、合理化が鉦夫のこうした共同性にいかなる影響をもったか。労働の場の連帯の構造と争議といかに関係するか、など労働の社会史と読みかえて考察することができる。

(c)―(2) 労働市場の特質。この部分は生活の場における連帯性の構造と読みかえることができよう。なぜかとも頻繁に鉦夫は職場を変更したのか、またしえたのか。職場移動する側と同時にそれらを支え、移動する者を受け入れる側からのたとえば家族や下宿制度および社宅などの地域の問題が解明され、こうした日常的構造が争議という非日常的なもの

にどうかかわり飛躍するかが、争議分析にさいして考慮されるべきであろう。

こうした視点は当然鉦夫の社会的出身や宗教性、地帯構造、地域の伝統などを視野に入れなければならない。これまでの「労働者状態論」が「運動」と「階級対抗」という視角を欠くのは著者の批判する通りで、それは正当なものである。しかし労資関係論がだからといって、当事者の心性や行動様式を考慮外においてよいとも思われぬ。

鉦夫運動の構造をみていく場合(d)の「インフォーマルな部分と密接に関連していた」という指摘は大いに参考になる。なによりもイギリスとの比較が生きている。比較という方法はとくに重要なものと思われる。ただインフォーマルな部分を特定の労働者グループに限定するのではなく、構造としてとらえたらどうであろうか。つまり党や労働組合あるいは労働者委員会という公式の組織には吸収されつくされない非公式の利害表明の様式や連帯性の構造として、たとえば著者も注目する従業員集会和そこから選出される代表制などについて、とらえ直す必要がある。そうしたものが労働力構成の変化にともない、どう変化したのか、また継承されてきたかが問題となろう。

革命期の鉦夫運動の急進性の解明も以上のような点が考慮されてはじめてとらえられるのではないだろうか。

以上いづれも望蜀の言であり、本書の粋をはみ出すものであった。したがって本書の価値を左右するものでないことはいうまでもないことである。もとより本書は多くの問題を解明し適確に整理した労作であり、学問的に貢献するところ大である。本書の意義は、今後この分野を研究する者がなによりもまず最初に手にしなければならない重要な研究である、ということにもあると思われる。

(御茶の水書房、1980年12月、A5版、3+339頁)